



2021年8月16日

各 位

会 社 名	株式会社タカネットサービス
(コード番号 7672 TOKYO PRO Market)	
代 表 者 名	代表取締役社長 西口 高生
問 合 せ 先	取締役管理本部長 片岡 裕子
T E L	045-222-4488
U R L	https://www.takanet-s.com/

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2021年8月31日に開催する定時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で上場廃止を申請することになります。

記

1. 上場廃止申請を行う目的および理由

当社は、2019年2月21日に TOKYO PRO Market に上場し、知名度の向上、事業の多様化を推し進めることが出来ました。

また、上場から2年以上が経過し、新たな拠点として設立いたしました東日本車両センターを活用して上質な中古車を市場に提供するなど、当社グループの主力事業である商用車関連事業に関しては一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら、2021年7月31日に発表いたしました決算短信にもあります通り、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の拡大などの経済の影響もありグループ全体の売上高は前期比35.4%の減少、連結営業損失は221,908千円と厳しい状況となっております。

今後もさらなる事業の発展に尽力していく所存でございますが、このような状況を踏まえ当社と致しましては非上場化したうえで上場維持費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先することが望ましいと考えました。この選択は、将来的には当社の経営や事業の進展に大きく寄与するものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に

基づき、今後、上場廃止を申請することとしたいと考えております。

2. 定時株主総会の開催および今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会において上場廃止申請の件を付議する予定です。

(1) 招集通知発送予定日	2021 年 8 月 16 日(月)
(2) 定時株主総会開催予定日	2021 年 8 月 31 日(火)
(3) 上場廃止申請書の提出予定日	2021 年 8 月 31 日(火)
(4) 上場廃止予定日	2021 年 9 月 30 日(木)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です。(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項および「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条)

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関しては、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

以上